

介護サービス事業所等物価高騰対策支援金(障害分)

申請の手引き

申請受付期間: 令和7年4月15日(火) ~ 令和7年5月26日(月)(必着)

交付額	訪問及び相談系サービス事業所	1事業所あたり32,000円
	通所系サービス事業所	定員 × 2,300円 (上限92,000円)
	居宅系サービス事業所(障害者支援施設を除く)	定員 × 4,500円 (上限450,000円)
	居宅系サービス事業所(障害者支援施設)	定員 × 24,500円 (上限2,450,000円)
対象者 (令和7年2月1日時点で、指定等を受けているもの) (※)	訪問及び相談系サービス事業所	【障害者総合支援法】 居宅介護事業所、行動援護事業所、自立生活援助事業所、就労定着支援事業所、重度訪問介護事業所、同行援護事業所、計画相談支援事業所、地域移行支援事業所、地域定着支援事業所 【児童福祉法】 居宅訪問型児童発達支援事業所、保育所等訪問支援事業所、障害児相談支援事業所
	通所系サービス事業所	【障害者総合支援法】 自立訓練(機能訓練)事業所、自立訓練(生活訓練)事業所、就労移行支援事業所、就労継続支援事業所(A型)、 就労継続支援事業所(B型)、生活介護事業所 【児童福祉法】 児童発達支援事業所、放課後等デイサービス事業所
	居宅系サービス事業所	共同生活援助事業所、障害者支援施設(施設入所支援)、 宿泊型自立訓練事業所、短期入所事業所(併設型、単独型)、 療養介護事業所

※以下の事業所は本事業の対象としません。

- ・申請時において休止・廃止している事業所等
- ・国、地方公共団体(一部事務組合を含む)、地方独立行政法人等が管理・運営する事業所等(指定管理制度導入施設を含む)

◆書類の提出方法

申請単位	法人 ※事業所ごとの申請ではなく、法人単位での申請をお願いいたします	
必要書類	交付申請書 (様式第1号)	記載例を参考に作成をお願いします ※別紙様式1～3についても作成をお願いします
	支援金振込口座についての 届出書 (様式第2号)	記載例を参考に作成をお願いします
	振込先金融機関の口座が 確認できる通帳のコピー等	通帳のオモテ面及び通帳を開いた1、2ページ目の写し ※銀行名、支店名、口座種別、口座番号、 名義人(フリガナ)が確認できるもの
提出先	〒420-0851 静岡市葵区黒金町3 シャンソンビル黒金町6F 静岡県障害福祉サービス事業所等物価高騰対策支援金事務局 宛	
問合わせ先	電話:050-3628-9490 (静岡県障害福祉サービス事業所等物価高騰対策支援金事務局)	

◆注意事項

重複受給	県が実施する 他の支援金との 重複受給について	同一の事業所について、静岡県が行う「介護サービス事業所等物価高騰対策支援金」または「児童福祉施設等物価高騰対策支援金」と重複して受給することはできません。(いずれか一方のみの受給となります)。
	市町が実施する 物価高騰対策関係の 補助金との 重複受給について	原則として、市町が実施している物価高騰対策関係の補助金と重複して受給することは可能です(県からの制限はありません)。 ただし、市町側で県の支援金との重複受給について制限を設けている可能性があるため、市町側のルールも確認してください。
定員関係	障害者支援施設(施設入所支援)の特例について	障害者支援施設(施設入所支援)で提供する日中サービスの場合には、当該日中サービスの定員が入所施設の定員を上回る場合に、その上回った定員1人につき2,300円を交付します。(要綱の「障害者支援施設(施設入所支援)の特例」や記載例等を参考にしてください)
	児童発達支援、放課後等デイサービスを行う多機能型事業所について	児童発達支援、放課後等デイサービスを行う多機能型事業所については、配置している基準人員が対応可能な最大人数を利用定員とします。(児童発達支援、放課後等デイサービス合わせて10人としている事業所は、指定上、児童発達支援10人、放課後等デイサービス10人となっても配置している基準人員は2人であるため、支援金交付事業における利用定員は合わせて10人となります)